

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」の一部を改正する告示について

1. 背景

排出ガス低減装置を新規検査時には作動させる一方で実際の走行時には意図的に作動させないようにするシステムを用いた排出ガス不正事案が平成 27 年 9 月に発覚したことを受けて国土交通省及び環境省が合同で設置した「排出ガス不正事案を受けたディーゼル乗用車等検査方法見直し検討会」では、本年 4 月に最終とりまとめを公表した。

当該最終とりまとめにおいて、排出ガス低減装置の制御について、原動機等の保護のために必要なときに行うことが許容されている制御（保護制御）には該当せず、明らかに不正であると考えられるものの具体例を示し、それらの使用の禁止を明確化すべきとされている。今般、これに対応して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

- 次に掲げる排出ガス低減装置の制御は、「原動機の損傷を防止し、安全な運行を確保するために必要なとき」（細目告示第 41 条第 2 項第 5 号ロ②）又は「エンジン又は車両を損傷又は事故から保護する目的で作動させる場合」（細目告示別添 116 オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準 4.1.2. (b)）に行われるものには該当しないことを規定する。
 - ・ 排出ガス測定試験時特有の事象を基に当該試験中であることを検知した場合においてのみ排出ガス低減装置を正常に作動させ、試験中でないことを検知した場合は当該装置の機能を停止又は低減させるもの
 - ・ 特定の緯度及び経度においてのみ排出ガス低減装置を正常に作動させ、それ以外の場所では当該装置の機能を停止又は低減させるもの
 - ・ 排出ガス測定試験の所要時間と関連すると認められる一定の時間においてのみ排出ガス低減装置を正常に作動させ、一定時間経過後には当該装置の機能を停止又は低減させるもの
- 上記規定の適用対象を、下記のとおりとする。
 - ・ 軽油以外を燃料とする自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）にあつては、施行日以降の新型車
 - ・ 軽油を燃料とする自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車を除く。）にあつては、平成 28 年 10 月 1 日（車両総重量 7.5 t を超えるけん引車にあつては平成 29 年 10 月 1 日、車両総重量が 7.5 t 以下のものにあつては平成 30 年 10 月 1 日）以降の新型車
 - ・ 車両総重量 3.5 t 以下の自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車にあつては、平成 27 年 11 月 20 日以降の新型車

3. 公布

公布：平成 29 年 9 月 20 日